

徳島県告示第六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により意見が述べられたので、同条第三項の規定により、当該意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ徳島住吉店

徳島市住吉五丁目七三番一ほか

二 法第八条第二項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和五年徳島県告示第三百八十六号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつ

た件）

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 歩行者の通行の利便の確保等

生活道路である徳島市道住吉五丁目中線、六号線等に自動車が入り込まないようにしていただきたい。

2 廃棄物に係る事項等

店舗に隣接する墓地に廃棄物等が飛散しないようにしていただきたい。

3 街並みづくり等への配慮等

店舗に隣接する墓地に雨水が流入しない対策を取っていただきたい。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和六年一月二十六日から同年二月二十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで